

今、神社本庁で何が起きているのか

福島県 八幡神社禰宜 渡邊久厚

例祭の準備に追われる残暑厳しい中、神社新報（8月24日付）が届いた。一息入れようと目を通した処、一つの記事が目にとまった。高まる鼓動を抑えながら、佐野和史氏の意見を静かに拝読した。私自身、今日の本庁のありように違和感を覚える一人であり、同氏と同様に「今、本庁で何が起きているのか」をよく知りたいと思っている。

「新聞は社会の公器」といわれるが、神社新報にはこの使命を改めてご認識戴きたい。その上で、報道姿勢は公正中立、かつその記事をどう受け止め、どう判断するかは読者に委ねるものであってほしいと願う。全国読者の大半は、品性を陶冶し社会の師表たるべきことを心掛け、恣意独断に陥ることなく、「目に見えぬ神にむかひてはぢざるは 人の心のまことなりけり」を信条に、日々神明に奉仕する神職なのだから。

話題となった神職の劣化に関していえば、「やってみて、言ってみせて、させてみて、ほめてやらねば、人は動かじ」と汗を流すことも肝心ではなかろうか。しかし、今、本庁で起きていることは、本質的には神職の劣化でも本庁事務局の低下でもない私は信じている。読者の方々も、別次元の問題が本庁で起きているのではないかと、気づき始めていることと思う。

インターネット社会といわれる今日、本庁の問題も例外なく検索できる。気になるワードを入力すれば様々な情報が瞬時に入手でき、一旦載ってしまうと拡散もし、それを止めることはもはや不可能に近い。勿論、様々な情報が得られるが、すべてを鵜呑みにしている訳ではない。インターネットを頼りにする神職は全国に数多おられるだろう。私もその一人であり、情報を取捨選択しつつ、本庁で起きていることの理解に努めている。そこには疑問に思うことが多々あり、その疑問は時が経つにつれ疑惑に変容し、心にでんと腰を下ろしている。それは、何一つとして明快な解決に至っていないからだ。

今回は、特に百合丘職舎売却問題に絞って、私の疑問を率直に述べてみたい。21世帯の百合丘職舎の取得理由は、本庁が全国から有為の人材を集める上で必要不可欠と位置付けたからだろう。にも関わらず、災害に備えた役務職舎の購入との理由から売却に至り、それにより購入した職舎が本庁近くの高級マンション一戸とはいかにも腑に落ちない。

月刊若木第821号(平成29年11月)の「百合丘職舎売却に係る問題について」と題する記事の調査委員会の調査報告書(概要)によれば、本庁の売却後、その売却額に3240万円が上乗せ転売され、その上乗せ転売は不動産取引実務上あり得ることだとしている。しかし、購入後、転売先を探し求め数ヶ月経過後であれば妥当ともいえるが、実態は即日の転売なのだ。つまり、本庁が㈱ディンプル・インターナショナルに売却する前から、同社は転売先を準備していたことになる。どうやれば、こんなことが起こり得るのか。全国神社・神職の大切な財産が、物の見事に転がされたのだ。

地方の神職からすれば、本庁が取引先に選ぶのは有名上場企業と考えるのが普通であろう。だから、㈱ディンプルもそういう企業の一つだと思っていた。しかし、実際にはそうではなく、本庁上層部の個人的な知り合いだと知った時、愕然とした。

地方の小さな神社の神職にとって、本庁は遠い存在なのだ。私一人が憤っても何も変わらない。それ故、何事もなかったように忘れようと自分に言い聞かせた。しかし、佐野氏の呼び掛けが、私の琴線に触れたのだ。

改めて、月刊若木821号の調査報告書（概要）を読んでみた。読むほどにおかしな点が目に付く。競争入札が原則なら、規程を作ればよいのにそれをせず、敢えて例外として可能な随意契約の前例に倣ったというのはまったく理解し難い。評議員会の議決を得るには、売却相手を決めて置く必要があるから、評議員会に間に合わせる為安易に売却先を決めたというのも、あまりにも稚拙過ぎる。何故に急ぐ必要があったのか。評議員会以前の会議において本当に議論を尽くしたのか。それこそ「万機公論に決すべし」ではなかったのか。

続けて「新中間省略登記に違法性はないが、不動産登記簿を閲覧すれば、評議員会の議決と異なる売却先の名前に不信感を抱くのは当然で、安易にディンプルの申し出を受けたことは不注意である。より慎重に検討すべきで、少なくとも直近の役員会への報告等は必要だった」としている。

これは、本庁当局が新中間省略登記により、評議員会議決と異なる売却先となることも、即日転売されることも、売却以前に認識していたということか。それは不注意とか慎重にすべきだったで済む問題ではなく、評議員会の信頼を大きく裏切る重大な規律違反といえよう。

信じ難いことだが、この問題を業務違背だと真相解明を訴えた部長参事がなぜか懲戒解雇になっている。この月刊若木の調査報告書（概要）に、言い訳を追認するかの意図を感じるのは私だけなのだろうか。

この職舎売却問題の解明こそがすべてを解決する鍵であることは、今や誰もが承知していることだろう。不当な懲戒処分だとして地位保全を訴え係争中の裁判も、今月に結審し近々判決が出ると聞く。もし本庁が望む判決にならなければ、その後どうするのか。本庁上層部には、我々地方の神社の浄財も負担金として納入されていることを含めてお考え戴き、「見直し聞き直す心」を持ち合わせてほしいと切望する。

加えて、本庁職員が誰の顔色も窺うことなくかつ畏縮することなく、斯界興隆の為、潑刺と公正公平に業務に邁進してほしいと、心から念願するものである。

以上

※上記の原稿は、令和2年10月2日にメールで投稿した際、編輯長から長いとの指摘を受け、推敲を重ね短くしたものでありましたが、結局、新報に掲載されることはありませんでした。

令和3年5月16日

渡邊久厚